令和７年度 第１回 宮崎地方最低賃金審議会 議事録

１　日　時

令和７年７月４日（金）午後１時30分～2時07分

２　場　所

宮崎合同庁舎２階　共用大会議室

３　出席者　（五十音順）

公益代表委員　　大山、古賀、橋口、森部
労働者代表委員　　鎌田、重黒木、白﨑、土居
使用者代表委員　　岩切、河野、中原、久富
事　　務　　局　　吉越労働局長、吉野労働基準部長、平元賃金室長、木村室長補佐

４　議事内容

【室長補佐】

それでは定刻となりましたので、ただ今より、令和７年度第１回宮崎地方最低賃金審議会を開催いたします。

私、宮崎労働局賃金室で室長補佐をしております木村と申します。会長に議事を引き継ぐまでの間、私の方で進行役を務めさせていただきます。どうぞ、よろしくお願い致します。それでは座って進行させていただきます。

開催案内でも通知しておりましたとおり、クールビズ期間として、事務局一同、夏季軽装で出席させていただいておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

それでは、まず、本日の出欠状況でございますが、公益代表の宮川委員と、労働者代表の田中委員、使用者代表の酒匂委員の３名が欠席となっています。

従いまして、本日の委員の出席状況は、公益代表委員４名、労働者代表委員４名、使用者代表委員４名の計 12 名になります。これは、最低賃金審議会令第５条第２項に規定された定足数、「委員の３分の２以上出席」などを満たしておりますことをご報告いたします。

また、審議会の開催について公示を行ったところ、傍聴希望の申出が３名の方からあり、本日、その３名様が傍聴に来られておりますので、ご報告いたします。傍聴者の方は、「傍聴に当たっての遵守事項」を厳守のうえ、会議を傍聴していただきますようお願いいたします。なお、本日の会議資料につきましては、閲覧用を準備しておりますので、会議中にご覧いただいて差し支えありませんが、お持ち帰ることはお控えください。なお、会議資料の一部につきましては、後日、宮崎労働局ホームページに掲載いたしますので、必要な場合はそちらをご利用いただきますよう、お願います。

つぎに、委員及び事務局の紹介をさせていただきます。委員の名簿は、審議会の資料の１ページ目にございます。まず、５月に58期の委員の改選及び改選後の１名の退任により、新たに２名の方にご就任いただいております。まず、その２名の方からご紹介いたしますので、簡単にご挨拶をお願いいたします。まず、公益代表委員の大山様です。

【大山委員】

みなさん、こんにちは。公益代表委員に選任されました弁護士の大山と申します。よろしくお願いいたします。不慣れなことも多く、ご迷惑をおかけするかとは思いますが、精いっぱい務め

させていただきます。どうぞよろしくお願いします。

【室長補佐】
次に、使用者代表委員の岩切様です。

【岩切委員】
宮崎県中小企業団体中央会、専務理事の岩切でございます。よろしくお願いいたします。５月29日の当会の総会で専務理事ということになりました。まだ1か月程度しかたっておりませんが、よろしくお願いをいたします。

【室長補佐】
どうもありがとうございました。それでは、57期から引き続き就任いただいている委員の皆様を、公・労・使の順にご紹介いたします。名簿の順に紹介させていただきます。最初に、公益委員から御紹介いたします。橋口委員でございます。

【橋口委員】
橋口でございます。社会保険労務士をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

【室長補佐】
続きまして森部委員でございます。

【森部委員】
宮崎公立大学の森部です。よろしくお願いします。

【室長補佐】
続きまして古賀委員でございます。

【古賀委員】
宮崎大学の古賀です。どうぞよろしくお願いします。

【室長補佐】
次に、労働者側委員を御紹介いたします。白﨑委員でございます。

【白﨑委員】
こんにちは。連合宮崎の白﨑と申します。どうぞよろしくお願いします。

【室長補佐】
続きまして鎌田委員でございます。

【鎌田委員】
こんにちは。連合宮崎の鎌田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【室長補佐】
続きまして重黒木委員でございます。

【重黒木委員】
こんにちは。自治労から参りました重黒木です。よろしくお願いいたします。

【室長補佐】
続きまして土居委員でございます。

【土居委員】
こんにちは。宮崎トヨタグループの土居と申します。よろしくお願いいたします。

【室長補佐】
続きまして、使用者側委員を御紹介いたします。河野委員でございます。

【河野委員】
経営者協会の河野でございます。よろしくお願いいたします。

【室長補佐】
続きまして中原委員でございます。

【中原委員】
はい、商工会議所連合会の中原でございます。よろしくお願いいたします。

【室長補佐】
続きまして久富委員でございます。

【久富委員】
宮崎交通、久富でございます。よろしくお願いいたします。

【室長補佐】
次に、事務局につきましては、順に自己紹介させていただきます。それでは局長からお願いします。

【労働局長】
この４月に着任しました宮崎労働局の吉越です。このお暑い中、お集まりいただいてありがとうございます。ご面倒かけるかもしれませんが、よろしくお願いします。

【基準部長】
３年目となります労働基準部長の吉野です。私以外は全員変わっていますが、３回目でございますので、今年も引き続きよろしくお願いします。

【賃金室長】

この４月に賃金室長に就任しました平元と申します。よろしくお願いします。

【室長補佐】

４月に就任いたしました室長補佐の木村と申します。どうぞ、よろしくお願いします。

それでは最初に、本日の議事録の確認の件ですけれども、白﨑委員と河野委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【白﨑・河野委員】

はい。了解しました。

【室長補佐】

よろしくお願いします。それでは、本年度第１回目の審議会の開催にあたり、吉越労働局長よりご挨拶申し上げます。

【労働局長】

あらためまして宮崎労働局長の吉越でございます。令和７年度第１回宮崎地方最低賃金審議会の開催に当たりまして、ご挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、またお暑い中、当審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から、労働行政の推進に格別のご理解、ご協力を賜っておりますこと、深く感謝申し上げます。

今年度の最低賃金審議会ですが、本日、会長への改正諮問を行うこととしております。例年、厚生労働大臣から中央最低賃金審議会長に対し、地域別最低賃金額改定の目安の諮問が行われたのちに、地方最低賃金審議会での改正諮問となるわけでございますが、今年度の中央における目安の審議につきましては、予定として７月 11 日、来週の金曜日に行われると聞いておりまして、例年より遅れるというふうに聞いております。そのため当局におきましては、十分な審議日程を確保する観点から、中央の諮問を待たず、本日、審議会長へ改正諮問を行うということにしております。十分な審議日程を確保して、なお一層、公・労・使それぞれのお考えを尊重しながら丁寧な審議会の運営に努めてまいりたいと考えています。

さて、昨年度の地域別最低賃金の全国加重平均は 1,055 円、引き上げ額 51 円となり過去最高の引き上げ額となったとこです。宮崎においても同様に、過去最高の 55 円の引き上げ額となっております。しかしながら、実質賃金は一時的に前年同月と比べプラスとなった時期もありましたが、全体としてはマイナスとなる月が多くを占める状況となっております。また、令和７年６月 13 日に閣議決定された、いわゆる「骨太方針」におきましては、「適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続すること。地方最低賃金審議会においては、政府全体の取組や地方の賃上げ環境を踏まえ、法定３要素のデータに基づき、実態を踏まえた審議決定となるようご議論いただくこと」などが明記されております。最低賃金に関する社会的関心は、引き続き非常に高いものとなっているところでございます。

このような中、委員の皆様方には、審議過程において、大変なご苦労をお掛けすることになるかとは思いますが、最低賃金法に定められた地域別最低賃金の決定原則及び目安制度の在り方に併せて、経済や雇用動向等の状況、労働者の最低労働条件の確保など総合的観点から、ご審議、ご判断をいただきますよう改めてお願い申し上げまして、本日の審議会開催のご挨拶とさせてい

ただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

【室長補佐】

ありがとうございました。それでは、議題１に入ります。本日は、58 期の第１回の会議ですので、会長及び会長代理の選出をお願いしたいと思います。会長及び会長代理は、最低賃金法第 24 条の規定により、公益を代表する委員の中から、委員が選挙することになっています。

従来、労使の代表者協議により、推薦をいただいていたところですが、既に協議済みであれば、ご発言をお願いいたします。

【白﨑委員】

はい、労働側の白﨑でございます。事前に使用者委員と協議をしております。その結果、会長に橋口委員、会長代理に森部委員を推薦したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【室長補佐】

ただいま、会長に橋口委員、会長代理に森部委員の推薦がありました。ご異議はありませんでしょうか。

（異議なし）

【室長補佐】

それでは、ここからの議事進行は、橋口会長にお願いしたいと思います。橋口会長、どうぞ、よろしくお願いします。

【橋口会長】

橋口でございます。ひとことですけれども、昨年に引き続きという形で、大役を仰せつかうことになりました。最低賃金についてはみなさんご存じのとおりです。もともと大事な決定事項になりますけれども、最近はとりわけその役割が増しているのかなというふうに感じております。異常な暑さが続き、いつ地震が起こるかわからない状況もありますけれども、どうぞ皆様のご協力で無事に会が進みますことを、あらためてお願いをいたしたいと思います。私も頑張りたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

それでは、議事を続けます。議題２の「宮崎県最低賃金の改正に係る諮問について」に入りたいと思います。はじめに、宮崎県最低賃金の改正について、局長から諮問をお受けします。

【労働局長】

最低賃金法第 12 条の規定に基づく、宮崎県最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議を求めます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

（手交後、諮問文の写しを各委員に配付）

【橋口会長】

それでは、事務局から諮問に関連する資料の説明をお願いいたします。

【賃金室長】

私の方から説明いたします。私が使う資料はこのファイルに閉じてあるものと、宮崎県の賃金、最低賃金決定要覧、こちらを使いたいと思います。まず、こちらのファイルから説明をしていきたいと思います。よろしくお願いします。

まず、１ページの資料１は、今回、第58期審議会委員名簿になります。

続きまして３ページから11ページの資料２から４につきましては、最低賃金審議会令、審議会令第６条第５項採用に関する基本的な考え方などになります。

続きまして、13ページから18ページの資料５から資料７、こちらは宮崎における審議会や専門部会、公開要領等の運営に関する合意事項を記載したものになります。

続きまして19ページから21ページの資料８は、令和６年３月15日に施行しております「事業場視察運営規程」になります。後ほど、議題３にて、審議して頂く予定にしております。

次に23ページの資料９になります。前年度、令和６年度の宮崎地方最低賃金審議会の開催状況になります。

続きまして25ページの資料10には令和７年度の運営計画案を示しております。当運営計画案は中賃の目安が７月末当たりに示されることを想定しまして、委員の皆様の日程調整の結果も踏まえ、７月31日以降に２回目の本審、地賃専門部会を配置しております。なお、地賃専門部会につきましては、23ページの資料９と比較して頂ければ分かりますが、令和７年度は４回設定しております。このことにつきましては、前年度３月に開催しました本審で決定した事項になります。なお、２回目の本審と１回目の地賃専門部会につきまして、現案では７月31日もしくは８月１日の開催で案を作成しております。この件につきましては、後ほど、この本審の場で調整させて頂ければと考えております。

続きまして27から29ページの資料11及び12になります。地域及び特定最賃の７年度の答申日別 最短効力発生予定日一覧になります。小さい文字になりますが、27ページの資料11の上から３行目に、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュールと記載があります。仮に、専門部会４回目として予定しております８月12日に結審した場合で説明をしますと、８月12日に結審した場合、異議申出締切日は８月27日となり、その翌日に本省で官報公示を行った場合が10月８日の発効となります。よって、本省の官報公示締切に間に合うよう、４回目の本審は８月28日の午前10時に設定しております。基本的には、異議申出締切日の翌日の午前中に本審が開催されると捉えておいて頂ければと思います。委員の皆様方には日程の確保でご迷惑をお掛けすることになりますが、ご理解頂きますよう、よろしくお願いします。

31ページの資料13は、平成17年度以降の地域別最賃、特定最賃の改定状況の一覧表になります。令和６年度の宮崎県最低賃金は55円引き上げられ、時間額952円となっております。前年度、特定最賃はいずれも改正はありませんでした。

33ページの資料14は、「最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果の推移」で、例年、最賃の改定後の１月から３月に実施しております。令和６年度は令和７年１月から３月の間に宮崎労働局管内の４つの監督署で監督指導を267件実施し、そのうち違反事業場数は19件、違反率は7.1%となっています。

35から74ページまでが、令和７年度の政府方針に関する資料となります。35ページの資料15が「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」、67ページの資料16が「経済財政運営と改革の基本方針2025について」で、いわゆる骨太方針となります。

次に75から114ページまでが宮崎県内の経済情勢に関する資料になります。まず、75ページの資料17が、宮崎県が取りまとめた県内の経済の動きとなります。79ページの生産について「鉱

工業生産指数及び出荷指数は、３年連続で低下した」、82ページの宮崎市の消費者物価指数について「総合指数が前年比3.4％上昇し108.9となった」、同じく82ページの雇用・労働について「実質賃金指数は前年をやや上回り、３年ぶりに上昇した。」、85ページの経営・金融について「企業倒産は件数、負債額ともに増加した」等のコメントがあります。

次に、87ページの資料18が、同じく宮崎県が取りまとめた県内の令和７年３月期の賃金・労働時間・雇用の動きなります。88から89ページのとおり、賃金については、いずれの数値も対前年比で増加しておりまして、89ページの（３）就業形態別で見た場合、パート労働者については7.9％の増となっております。

次に、97から103ページまでの資料19は、当局の職業安定課が取りまとめた令和７年５月分の雇用失業情勢となります。97ページの概況に記載のとおり、雇用失業情勢は、求人が求職を上回る状況が継続しているものの、求人の見直しなどにより求人が緩やかに減少しているなど、今後物価上昇等が雇用に与える影響に注視する必要があるとされております。

次に、105ページの資料20が宮崎市の消費者物価指数の令和７年４月分になります。106と107ページにあるグラフのとおり、どの項目で見た場合でも、継続的に物価が上昇傾向にあることが確認されます。

次に、113ページの資料21が宮崎市の令和６年４月の生計費及び労働経済指標となります。最後に、115ページ以降の資料22から36までが県内の各主要指標となります。説明は省略しますが、審議の参考にして頂ければと考えております。

続きまして、お手元に配付しております「令和７年度版最低賃金決定要覧」、こちらの方をお手元にご準備頂ければと思います。こちらの６ページの方をお開きください。この６ページの上段に「最低賃金の決定の仕組み」として、地域別最低賃金と特定最低賃金決定の流れ図がございますので、ご確認しておいて頂ければと考えております。

なお、このページの中段に、事務局である都道府県労働局が実施した「最低賃金に関する基礎調査結果」等の資料をもとに、その状況をつぶさに検討し、とあります。基礎調査につきましては、現在、調査中であります。７月31日もしくは８月１日に開催を予定している１回目の地賃専門部会において調査結果を事務局から報告する予定にしております。

続きまして、同じくお手元に配付しております「宮崎県の賃金」、こちらの方をお手元にご準備ください。こちらにつきましては、令和７年度版として記載はありますが、13ページ以降の統計一覧表は、基本的には令和５年をベースにした調査結果となりますので、参考にされる場合は、その点をご留意頂ければと考えております。

資料につきまして補足ですが、本日、開催しております１回目の本審ですが、従来は、局長から説明がありましたとおりに中賃で諮問があった後に開催し、中賃の諮問日に使用された資料の一部を１回目の本審資料の中に含めておりました。７年度につきましては、中賃の諮問が今のところ７月11日に予定されており、７月11日以降に１回目の本審を設定するとその後の審議スケジュールに影響を及ぼすことから、７年度は中賃の諮問前に１回目の本審を設定させて頂きました。よって、本日の資料の中には、中賃の諮問日に使用された資料が添付出来ておりません。必要に応じ、今後の審議おいてご提供させて頂きたいと考えておりますので、ご理解の程、よろしくお願いいたします。

最後に令和６年６月12日付けの宮崎県弁護士会会長名の声明文が当局及び審議会あて送付されていますので、別途机上配付しております。後ほどご確認ください。資料説明は以上です。

【橋口会長】

ありがとうございました。ただ今の説明について、何か質問はございませんか。

（質問なし）

それでは質問が無いようなので、先に進めます。先ほど、局長から諮問がございましたが、諮問があった場合には専門部会を設置することになっております。まず、この専門部会の構成及び審議会の従来の例等について事務局より説明をお願いします。

【賃金室長】

引き続き私の方から説明申し上げます。こちらの「決定要覧」。こちらで説明させていただきます。

専門部会の設置に関しましては、149ページの最低賃金法第25条第２項に「最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない」と規定されております。委員の構成について、次の第25条第３項で「労・使・公の代表委員各同数をもって組織する」と規定されております。専門部会の委員の数につきましては、154ページの最低賃金審議会令第６条１項におきまして、「委員の数は９人以内とする」と規定されており、宮崎もこれまで各側３名ずつの９名で構成してきております。

審議会及び専門部会の成立要件につきましては、１ページ戻りまして153ページの最低賃金審議会令第５条第２項で「委員の３分の２以上又は各側３分の１以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない」と規定されていますので、専門部会の場合、公労使９人のうち、６人以上、又は各側１人以上の出席が必要となります。

議決につきましては、154ページの第５条第３項において、「過半数をもって可決し、可否同数のときは会長の決するところによる」と規定されております。次に、同じく154ページの最低賃金審議会令第６条第５項をご覧ください。こちらに「審議会はあらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」と規定されておりまして、宮崎では、運営小委員会において、この規定を採用するかどうか、毎年確認しております。専決事項の基本的な考え方につきましては、フラットファイルの方の資料集９ページの資料３「最低賃金審議会令第６条第５項採用に関する基本的考え方について」をご参照ください。宮崎では、９ページの「基本的な考え方」の２の「運用方法」の（１）に記載のとおり、これまで地域最賃でも特定最賃でも専門部会が「全会一致」で決議した場合に限り、審議会令第６条第５項を採用することとしてきました。専門部会で労使いずれかの委員が「反対」の意思表示、または、本審開催の申し立てを行った場合につきましては、原則３日以内に本審を開催して審議の上、結論を下すものとするとなっております。

また、同じく資料集９ページにあります資料４の流れ図をご覧ください。専門部会で全会一致の場合は、専門部会で採決を行い、部会報告書を作成・提示し了解を得ます。それから答申文案を提示し、了解を得た上で答申することになります。　この場合、後日開催する本審では部会報告を行い、答申は行わないことになります。専門部会が全会一致でない場合は、公益委員見解を示して採決し、部会報告書を作成し、提示し、了解を得ることになります。後日、開催される本審では、部会報告を行い、答申文案を提示し、採決の上、答申することになります。説明については以上となります。

【橋口会長】

専門部会について事務局より説明がありましたが、従来どおり専門部会を設置するということで進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございます。それでは、宮崎県の最低賃金については、今後、専門部会で調査審議していただくことといたします。専門部会の委員については、労使双方より早急にご推薦いただきたいと思いますが、事務局から推薦手続きについて説明をお願いします。

【室長補佐】

専門部会を設置し、調査審議をすることになりましたので、委員任命のための、推薦依頼の手続きを進めることといたします。合同庁舎掲示板とホームページに推薦要領を公示いたします。

推薦締切日は令和７年７月 22 日火曜日までとさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【橋口会長】

それでは、議題３の「今後の審議の進め方について」ですが、当審議会では、例年、審議会の運営方法や審議計画などを検討するため、運営小委員会を設置しています。この運営小委員会の設置についてご検討いただきたいと思います。

まず、運営小委員会の従来の進め方について、事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】

はい、私の方から説明します。まずこちらのファイルの方の資料を使って説明いたします。こちらの資料集 13 ページの資料５の方をお開きください。宮崎地方最低賃金審議会運営規程になります。運営小委員会の設置につきましては、審議会運営規程第３条に「会長は審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる」と規定されております。

次に小委員会の構成ですが、規定上は特段の決まりはありませんが、従来から公・労・使２名ずつで構成し、出席いただいております。また、座長には、公益委員に就任いただき、取りまとめをお願いしております。

運営小委員会では、令和７年度のスケジュールを審議いただくほか、最低賃金審議会令第６条５項に規定されております「専門部会の決議をもって、審議会の決議とすることができる」旨の規定の採用についても審議いただいております。

運営小委員会における検討結果については、本審に報告いたしまして、審議計画の確認などを行っております。運営小委員会の説明は以上になります。

【橋口会長】

はい、ありがとうございます。ただいま説明がありましたが、今年度も従来どおり設置することとしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

はい、ありがとうございます。それでは、各側、運営小委員会の委員を２名選出ということで、お願いします。委員は、本日、この場で選出したいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

よろしいですか。それでは委員の選出について、各側委員より発言をお願いいたしたいと思います。公益委員については古賀委員と私でお願いします。労働者側委員についてはいかがでしょうか。

【白﨑委員】
鎌田委員と白﨑でお願いします。

【橋口会長】
はい、使用者側委員は。

【河野委員】
はい、私と事前調整で酒匂委員にお願いしていたのですが、ちょっと体調不良で、今日急遽、欠席しておりますので、一応委員としては酒匂委員のままで、今回、この後の会議は私の方で参加さしていただくということでお願いしたいと思います。

【橋口会長】
了解しました。それでは、公益側委員は、私、橋口と古賀委員、
労働者側委員は、白﨑委員と鎌田委員、
使用者側委員は、河野委員と酒匂委員、
ということで、以上６人の委員にお願いするということにしたいと思います。
運営小委員会の日程については、あらかじめ事務局で調査していただいており、本日、この本審終了後に開催するということですが、いかがですか。よろしいですか。

（異議なし）

ありがとうございます。使用者側は、本日、酒匂委員が欠席されておりますので、河野委員がお一人で出席ということでよろしいでしょうか。

【河野委員】
はい。

【橋口会長】
了解しました。それでは、本審終了後、しばらく休憩をとって運営小委員会を開催したいと思います。よろしくお願いします。
引き続きまして、議題４の「事業場実地視察について」事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】
私の方から説明します。こちらの資料集 19 ページで資料８になります。事業場視察につきましては、運営規程の第３条に基づきまして、２月 20 日までに事務局に申し出ることとなっております。前年度２月 18 日に労働者代表委員から事業場視察の申し出があり、３月に開催した前年度最後の本審において審議しております。労使双方から様々な意見が出ましたが、審議の結果、

令和７年度の事業場視察は実施を見送ることで合意しておりますので、７年度の実施はありません。

ただ、先程、説明で使用しました決定要覧の６ページの中段に「最低賃金審議会の委員自ら事業場等に赴いて、作業実態、賃金実態等を視察し、さらに、関係労働者や使用者から最低賃金の内容がどうあるべきかについて意見を聴くなどして金額の検討が進められます」とあるとおり、事業場視察につきましては、最低賃金を決定する上で重要なファクターであることに間違いはありません。基本的には、毎年度２月 20 日までに申出ることが実施可否の判断契機とはなりますが、事業場視察の実施の可否につきましては、継続的に検討することは必要であると考えておりますので、どうぞよろしくお願いします。説明は以上となります。

【橋口会長】

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、ご発言をお願いします。

（質問・意見等なし）

ございませんか。大丈夫ですかね。了解しました。特段ご意見等無いようですので、最後に、議題５「その他」について、各側、何かご発言はありませんでしょうか。

（発言なし）

他にご発言もないようですが、事務局からの資料説明の中で、２回目の本審につきまして、７月 31 日、８月１日のいずれで開催するか調整をさせて頂きたいという話が先ほどありました。この事について、事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】

手短に説明します。７月 31 日、８月１日のどちらかでという話になりますが、本来、中賃の目安が示されたところで２回目の本審を開催することになります。しかし、その目安がいつ頃示されるか、その見込みが現時点で確定していない状況にあります。ただ、遅くとも７月末くらいまでには目安が示されるであろうと想定しますと、できましたら８月１日の方で、午後から開催させていただければと考えているところです。こちらの事務局の案のとおり８月１日で可能かどうかのご判断をお願いできればと思っております。

【橋口会長】

いかがですか。まあ８月１日がいいかなということでのご提案と受けとりましたが、労働側それでよろしいですか。大丈夫ですか。

【白﨑委員】

はい、大丈夫です。

【橋口会長】

使用者側はどうですか。

【河野委員】

大丈夫です。

【橋口会長】

それでは、そういうことでありますので、２回目の本審は８月１日金曜日の午後１時半からの開催になります。委員の皆様方におかれましては、日程の確保につきまして、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、以上で、本日の議事を終了いたします。

本日の議事録については、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれ、個人や団体の権利利益が侵害されるおそれ、率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれはないと判断されますので、宮崎地方最低賃金審議会運営規程第７条第２項の規定により公開したいと思いますがご異議はございませんか。

（異議なし）

異議はございませんでしたので、議事録は公開することといたします。本日の議事録の確認は白﨑委員、河野委員にお願いします。

それでは 以上をもちまして、令和７年度第１回宮崎地方最低賃金審議会を終了いたします。お疲れ様でした。事務局から連絡事項があるということなので、よろしくお願いします。

【室長補佐】

運営小委員会の開始時刻ですけれども、本審終了から 10 分程度時間を置きまして、切りのいいところで、14 時 20 分からとさせていただいてよろしいでしょうか。それでは 20 分から開催させていただきます。会場はこちらの本会場となります。橋口委員、古賀委員、白﨑委員、鎌田委員、河野委員は、引き続き運営小委員会への出席方、よろしくお願いいたします。

それでは、これで、第１回宮崎地方最低賃金審議会を閉会いたします。各委員の皆様、ご審議、どうもありがとうございました。

会　　長

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

労働者側代表委員

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

使用者側代表委員

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿